# 「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」に基づく連携の実施にかかるガイドラ イン

### 1 趣旨

このガイドラインは、新宿区(以下「区」という。)と警視庁との間で締結された「新宿区立住宅(以下「区立住宅」という。)からの暴力団排除に関する合意書(以下「合意書」という。)」に基づく連携を実施する上で取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 2 区の役割

区立住宅の入居者等の安全確保及び区立住宅制度への信頼を確保していくために、区は、合意 書に基づき警察との緊密な連携を行い、必要に応じて警察からの支援を受けられるよう協力体制 を構築し、警察と協力して対策を講ずるものとする。

具体的には、区は警視庁に使用申込者等が暴力団員に該当するか否かを照会することで、暴力 団員該当者の区立住宅への入居を防ぎ、また、警視庁からの情報提供を受けることで区立住宅か らの暴力団員の排除を推進していくものとする。このとき、区は個人情報を合意書に基づく目的 以外に使用せず、個人情報の適正な管理及び保護を図るものとする。

#### 3 個人情報の照会の対象者

- (1) 区が警視庁へ照会する対象者は、次に挙げる使用申込者等のうち、暴力団員であると疑われる者とする。ただし、18歳未満の者及び女性並びに80歳以上の者を除く。
  - ① 区立住宅の使用申請者(同居する者を含む。)のうち、暴力団員に該当するか否か以外の使用資格要件を満たす者
  - ② 区立住宅の同居申請者(同居する者を含む。)のうち、暴力団員に該当するか否か以外の同居資格要件を満たす者
  - ③ 区立住宅の使用権承継申請者(同居する者を含む。)のうち、暴力団員に該当するか否か以外の使用承継資格要件を満たす者
  - ④ 既入居者
- (2) 上記(1)の「暴力団員であると疑われる」とは、次に掲げることとする。
  - ① 暴力団の組の看板又は紋章を住宅に設置している。
  - ② 暴力団員である旨を示して、他人に対し、金品の提供を要求し又は粗野若しくは乱暴な言動をしている。
  - ③ 暴力団員である旨を示し、他人に対し、金品の提供を要求し又は粗野若しくは乱暴な言動をしている者を住宅に出入りさせている。

#### 4 警視庁からの情報提供

警視庁が区立住宅に居住している暴力団員を把握した場合、合意書 1 (3) に基づいて、区は当該既入居者についての暴力団員情報を受けるものとする。

## 5 情報提供の範囲

情報提供の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区から警視庁への情報提供の範囲
  - ① 上記3の対象者の氏名、生年月日、性別、照会理由
  - ② ①の情報で暴力団員に該当した場合のみ、当該対象者の住所
- (2) 警視庁から区への情報提供の範囲

### 6 連絡担当者

- (1) 区の連絡担当者は、新宿区都市計画部住宅課長(以下「住宅課長」という。) 又は同課区 立住宅管理係長及び同係主査を連絡担当者とする。
- (2) 警視庁の連絡担当者は、組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長又は同課長代理及び同課暴力団排除第一係主任とする。

#### 7 情報提供方法

(1) 区の連絡担当者は、警視庁の連絡担当者に合意書に基づく様式により、上記 5 (1)①を照会用電子データに作成したフロッピーディスク (FD)を直接手渡しで情報提供し、そのフロッピーディスク (FD)の返却時も同様とする。また、上記 5 (1)②の照会についても、照会用電子データに作成したフロッピーディスク (FD)を直接手渡しで情報提供し、そのフロッピーディスク (FD)の返却時も同様とする。

なお、このデータは、フロッピーディスク(FD)に「エクセル」で入力した上で、「パスワード」により開くことができるようにし、「パスワード」は直接、区の連絡担当者が警視庁の連絡担当者へ通知するものとする。

(2) 区に情報提供する場合は、警視庁の連絡担当者は、区の連絡担当者に直接手渡しで情報提供するものとする。

## 8 区における個人情報の用途

暴力団員該当者と判明した場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 上記3(1)①の対象者が、暴力団員該当者と判明した場合は、区立住宅への入居不可の根拠として使用するものとする。
- (2) 上記3(1)②の対象者が、暴力団員該当者と判明した場合は、区立住宅同居申請を不許可とし、既入居者に暴力団員該当者がいる場合は、暴力団員該当者に当該住宅からの退去を要請する。暴力団員該当者が当該住宅から退去しない場合は、改正条例に基づき、当該住宅の既入居者に対し、使用許可の取消し及び住宅明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (3) 上記3(1)③の対象者が、暴力団員該当者と判明した場合は、区立住宅使用権承継申請を不許可とし、既入居者に暴力団員該当者がいる場合は、暴力団員該当者に当該住宅からの退去を要請する。暴力団員該当者が当該住宅から退去しない場合は、改正条例に基づき、当該住宅の既入居者に対し、住宅明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (4) 上記3(1)④の対象者が、暴力団員該当者と判明した場合は、暴力団員該当者に当該住宅からの退去を要請する。暴力団員該当者が当該住宅から退去しない場合は、改正条例に基づき、当該住宅の既入居者に対し、使用許可の取消し及び住宅明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (5) 上記4の警視庁から提供された個人情報については、暴力団員該当者に当該住宅からの退去を要請する。暴力団員該当者が当該住宅から退去しない場合は、改正条例に基づき、当該住宅の既入居者に対し、使用許可の取消し及び住宅明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (6) 区は、暴力団員該当者の個人情報を区立住宅からの暴力団員排除の目的以外に使用せず、 個人情報の適正な管理及び保護を図るものとする。
- 9 区における個人情報の適正管理
  - (1) 区から警視庁へ照会した対象者の個人情報又は警視庁から提供された個人情報について は、区の文書保存規定に基づいて保存年度まで保存するものとする。保存期限の経過後は、 文書保存規定に基づいて廃棄処分するものとする。

また、警視庁から提供された個人情報については、複写又は電子計算組織に記録しない。

(2) 警視庁への照会用電子データ (FD) は、警視庁から返却後、内容を消去し保存しないものとする。

- (3) 区から警視庁へ照会した対象者の個人情報又は警視庁から提供された個人情報については、区の他部署や区立住宅の自治会等への情報提供はしない。情報提供の依頼があった場合は、個人情報保護の必要性を十分説明し、理解を得るものとする。
- (4) (1)で作成した文書は、安全に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管する。

## 10 区が支援を求める警察署

区は、区立住宅からの暴力団排除に関し、警察官の支援を求める必要がある場合には、警視庁、 区立住宅の所在地を管轄する警察署長及び新宿区役所の所在地を管轄する警察署長に対し支援 を要請するものとする。

## 11 その他

- (1) 住宅課長は、住宅課職員が個人情報を適切に管理できるよう、個人情報の取扱いについて 周知徹底するものとする。
- (2) 近隣住民(以下、「通報者」という。)からの暴力団員の情報提供については、上記3(2)に該当しているか検討し、警視庁に照会するか否かを決定するものとする。ただし、上記3(2)に該当しない場合は、通常の苦情として対応するものとする。

なお、通報者に対しては、あらかじめ個人情報保護の必要性及び調査結果の情報提供はしないことを十分説明し、理解を得るものとする。

- (3) 暴力団員情報の相互連携を円滑に実施するため、区と警視庁は必要に応じて協議を行うものとする。
- (4) 警視庁は、区からの照会を受けた個人情報について、文書保存規定に基づいて1年保存し、保存期限終了後は文書廃棄処分するものとする。また、区立住宅等からの暴力団排除に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 住宅課長は、区が警視庁へ照会したとき又は警視庁から情報提供されたとき、支障がないと判断する直近の新宿区情報公開・個人情報保護審議会へ報告するものとする。

# 「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書」に基づく連携の実施にかかるガイドラ イン

### 1 趣旨

このガイドラインは、新宿区(以下「区」という。)と警視庁との間で締結された「新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書(以下「合意書」という。)」に基づく連携を実施する上で取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 2 区と警視庁との相互連携の目的

国の「公営住宅における不法行為等の防止に関する調査」の結果、全国的に暴力団員による不 法行為等が多発していることが判明した状況を踏まえ、区と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、 区と警察がより緊密な連携を行うことによって、新宿区立住宅(以下「区立住宅」という。)の 入居者等の安全確保及び区立住宅制度への信頼を確保し、区立住宅の適正な管理運営を効果的に 推進することを目的とする。

具体的には、使用申込者等が暴力団員に該当するか否かを調査することで、区は暴力団員の区立住宅への新規入居の防止及び区立住宅からの暴力団員の排除ができるようにする。また、警視庁からの情報提供を受けることで区立住宅からの暴力団員の排除ができるようにする。

#### 3 適用範囲

このガイドラインは、区立住宅に適用するものとする。

### 4 個人情報の照会の対象者

使用申込者等のうち、次の各号に掲げる者とする。ただし、18 歳未満の者及び女性並びに 80 歳以上の者を除く。

- (1) 区から警視庁へ照会する対象者
  - ① 区立住宅の使用申請者(同居する者を含む。)のうち、暴力団員に該当するか否か以外 の資格要件を満たしている者
  - ② 区立住宅同居申請者(同居する者を含む。)のうち、暴力団員に該当するか否か以外の資格要件を満たしている者
  - ③ 区立住宅使用権承継申請者(同居する者を含む。)のうち、暴力団員に該当するか否か以外の資格要件を満たしている者
- (2) 合意書1(1)の暴力団員であると疑われる場合とは次に掲げるものとする。
  - ア 暴力団の組の看板や紋章等が玄関にある。
  - イ 事件があって警察関係者による聞き込みがあった。
  - ウ 暴力団員らしき人間(刺青がある)の出入りがある。
  - エ 当該入居者に刺青がある。
  - オ 当該入居者が暴力団員である旨を言い、近隣住民を恫喝している。
- (3) 警視庁から区へ情報提供される対象者 警視庁が、区立住宅に居住していることを把握した暴力団員

### 5 区の役割

- (1) 区は、上記4に掲げた対象者に関し、警視庁に暴力団員に該当するか否かの照会を行うものとする。
- (2) 区は、区立住宅からの暴力団排除に関し、必要に応じて警視庁と協力して対策を講ずるものとする。

## 6 個人情報の提供先

区は、上記4(1)に掲げた対象者が暴力団員に該当するか否かを調査する必要がある場合には、 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長に対し、個人情報を提供するものとする。

### 7 情報提供の範囲

情報提供の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区から警視庁への情報提供の範囲
  - ① 上記4(1)の対象者の氏名、生年月日、性別、照会理由(新規入居予定者を除く。)
  - ② ①の情報で暴力団員に該当した場合のみ、当該対象者の住所
- (2) 警視庁から区への情報提供の範囲 上記4(2)の対象者の住所、氏名、生年月日、性別、区立住宅名

## 8 連絡担当者

- (1) 区の連絡担当者は、新宿区都市計画部住宅課長(以下「住宅課長」という。)とする。ただし、住宅課長は、区立住宅管理係長又は同係主査等を連絡担当者として指定することができる。
- (2) 警視庁の連絡担当者は、組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長又は同課長代理及び同課暴 対企画係主査とする。

## 9 情報提供方法

(1) 区の連絡担当者は、面接により警視庁の連絡担当者へ合意書に基づく様式により、上記7 (1)①を照会用電子データとしてフロッピーディスク (FD) で情報提供し、そのフロッピーディスク (FD) の返却時も同様とする。また、上記7(1)②の照会についても、照会用電子データとしてフロッピーディスク (FD) で情報提供し、そのフロッピーディスク (FD) の返却時も同様とする。

なお、このデータは、フロッピーディスク(FD)に「エクセル」で入力した上で、「パスワード」により開くことができるようにし、別途「パスワード」はFAXで警視庁の連絡担当者へ通知するものとする。

(2) 警視庁の連絡担当者は、面接により区立住宅の連絡担当者に情報提供するものとする。

#### 10 区における個人情報の適正管理

個人情報については、次の各号のとおりとする。

- (1) 4(1)①の場合は、区立住宅への入居不可とする根拠として使用するものとする。
- (2) 4(1)②の場合は、申請を不許可とし、改正条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (3) 4(1)③の場合は、改正条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (4) 4(2)①の場合は、改正条例に基づき、使用許可の取消し及び明渡し請求をする根拠として使用するものとする。
- (5) 警視庁から提供された個人情報については、紙ベースでの文書収受し、文書保存規定に基づいて保存年度まで保存するものとする。保存期限の経過後は、文書保存規定に基づいて廃棄処分するものとする。

また、警視庁から提供された個人情報については、複写又は電子計算組織に記録しない。

- (6) 警視庁への照会用電子データ (FD) は、警視庁から返却後、内容を消去し保存しないものとする。
- (7) 区の他部署や区立住宅の自治会等への情報提供はしたりしない。
- (8) 上記(5)で作成した文書は、安全に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管する。

## 11 警視庁から区へ情報提供された場合の区の対応

警視庁から区へ情報提供された場合の情報の場合は、区立住宅条例に基づき、使用許可の取消

し及び明渡し請求をするものとする。

## 12 区が支援を求める警察署

区は、区立住宅からの暴力団排除に関し、警察官の支援を求める必要がある場合には、警視庁、 区立住宅の所在地を管轄する警察署長及び新宿区役所の所在地を管轄する警察署長に対し支援 を要請するものとする。

### 13 その他

- (1) 住宅課長は、住宅課職員に個人情報の提供の趣旨を周知徹底し、住宅課長の指導の下、同職員が協力し、暴力団員情報の相互連携を適切に運用できる体制を確立するものとする。
- (2) 暴力団員情報の相互連携を円滑に実施するため、区と警視庁は必要に応じて協議を行うものとする。
- (3) 住宅課長は、上記 10(5)の個人情報については、安全保護に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管する。また、この個人情報は複写せず、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄するものとする。
- (4) 警視庁は、区からの照会を受けた個人情報について、文書保存規定に基づいて1年保存し、保存期限終了後は文書廃棄処分するものとする。また、区立住宅等からの暴力団排除に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、区立住宅等からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。